

達 示 第 2 0 号

令和 6 年 1 2 月 1 0 日

宮 城 刑 務 所 長 林 文 彦

宮城刑務所要注意者判定要領の制定について

標記について、別紙のとおり定め、即日施行し、平成 2 5 年 6 月 1 3 日付け
達示第 1 2 号「宮城刑務所要注意者判定要領の制定について」は、廃止する。

なお、同達示に基づき指定している現時点における要注意者については、本達示
施行後、面接結果等を踏まえ、順次、指定の要否を検討し、本達示に定める手続を
経て、指定変更又は解除を実施することとし、同指定変更又は解除までの間は、現
在の要注意者指定の取扱いを継続するものとする。

別紙

宮城刑務所要注意者判定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、処遇上又は保安上特別の注意を必要とする被収容者について、処遇審査会の議を経て、要注意者及び要視察者（以下「要注意者等」という。）の種別及び段階を指定し、適切な処遇を行うために必要な事項を定めるものとする。

(要注意者等の種別)

第2条 要注意者等の種別は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「暴行」は、粗暴性があり、職員又は被収容者に対し暴行を加え、あるいは、粗暴な行動をするおそれのある者
- (2) 「逃走」は、逃走歴のある者及びその他逃走のおそれのある者
- (3) 「自殺（自傷）」は、自殺（自傷）の未遂歴及び企図歴のある者並びに自殺（自傷）のおそれのある者
- (4) 「訴願」は、不平及び不満が多く、訴訟を繰り返す等により、処遇緩和を画策するおそれのある者
- (5) 「籠絡」は、自己に対する処遇の緩和などのため、職員を籠絡しようとするおそれのある者
- (6) 「その他」は、前記以外の問題により、公正な処遇を損なったり、施設の規律及び秩序を害するおそれのある者

(要注意者等の段階)

第3条 要注意者等は、次の各号の段階に指定し、原則、各段階における処遇基準については別紙のとおりとするが、必要に応じて処遇基準を変更することができる。

(1) 要注意者

当該行為の経歴があり、現に当該行為を行い、あるいは、当該行為を行う危険性が高いと予測される顕著な動きが認められ、特に嚴重な視察又は嚴重に対応する必要がある者

(2) 要視察者

当該行為の経歴があり、当該行為を行うおそれが十分に認められ、特に注意して視察又は注意して対応する必要がある者

(指定の変更及び解除)

第4条 第2条及び第3条の指定の変更及び解除は、処遇審査会を経て行う。

- 2 処遇審査会において審議する。
- 3 議事は、処遇審査会議事録に記録し、所長に報告すること。
- 4 首席矯正処遇官(処遇担当)は、要注意者等の指定変更及び解除すべき事由があると認めるときは、処遇審査会の審査を待たずに視察表をもって所長に報告すること。
- 5 首席矯正処遇官(処遇担当)は、要注意者等に指定されている受刑者の最近の動静等を把握しておき、処遇審査会において意見を述べること。
- 6 分類審議室担当者において、「要注意者名簿」を作成し、処遇部門の担当者及び関係者に通知すること。

(周知等)

第5条 首席矯正処遇官(処遇担当)は、要注意者等の指定又は指定変更がなされたときには、必要に応じ、処遇首席指示を発出して具体的な注意点及び処遇要領について周知徹底を図るものとする。

(支所における準用)

第6条 管下各支所において、本指示により難しい場合には、支所の実情に応じ、支所長指示により運用して差し支えない。

指定区分	処遇基準	
自殺（自傷）	<p>要注意者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原則として [] に收容する。 2 寝具については、居室備付とする。 3 [] は貸与しない。 4 [] は引き上げる [] ものを貸与する。 5 日用品の貸与 <ol style="list-style-type: none"> (1) タオル [] 貸与する。 (2) チリ紙を除き [] 貸与する。 (3) ポットの代わりに [] を使用させる。 (4) 必要に応じて [] を使用させる。 6 居室備品 <ol style="list-style-type: none"> (1) 机は [] とする。 (2) 掃除用具等は [] 貸与する。 7 連行、運動及び入浴は [] とし [] を実施する。 8 動静記録については、原則 [] 勤務者は特異動静、居室勤務者は申出事項及び特異動静を記録することとするが、該当者の状況等、必要に応じて、個別に記載要領等について指示する。 9 針・糸は貸与せず、 [] において修理する。 10 上記制限のほか、該当者の状況に応じて制限する場合については、別途指示する。 	
	<p>要視察者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 必要に応じて [] に收容する。 2 居室内所持物品については、原則、以下のとおりとするが、該当者の状況に応じて個別に判断する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 日用品の貸与 <ol style="list-style-type: none"> ア [] は貸与しない。 イ タオル [] とする。 	

	<p>ウ チリ紙を除き [REDACTED] 貸与する。</p> <p>エ ポットの代わりに [REDACTED] を使用させる。</p> <p>(2) 居室備品</p> <p>ア 机は [REDACTED] とする。</p> <p>イ 掃除用具等は [REDACTED] 貸与する。</p> <p>3 巡回視察を増加し、綿密な動静視察を行う。</p> <p>4 上記制限のほか、該当者の状況に応じて制限する場合には、別途指示する。</p>	
--	--	--

指定区分	処遇基準	
<p>逃 走</p>	<p>要注意者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 居室は、原則として [] に收容する。 2 居室の検査 [] を検査する。 3 出還室時の身体検査は [] 厳重に行う。 4 [] は禁止し [] による戒護とする。 5 巡回視察に当たっては [] 注意する。 6 針・糸は貸与せず、 [] において修理する。 7 居室備品は [] 常に確認すること。 8 就業時は手元が見える状態で作業をさせ、就寝時に頭から寝具を被ったときは、起こして確認すること。 9 動静記録については、原則 [] 勤務者は特異動静、居室勤務者は申出事項及び特異動静を記録することとするが、該当者の状況等、必要に応じて、個別に記載要領等について指示する。 10 上記制限のほか、該当者の状況に応じて制限する場合については、別途指示する。 	
	<p>要視察者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 必要に応じて [] に收容する。 2 居室の検査については [] に行うこととし [] を検査する。 3 連行については [] で行うこととし、必要に応じて [] による戒護とする。 4 巡回視察を増加し、綿密な動静視察を行う。 5 上記制限のほか、該当者の状況に応じて制限する場合については、別途指示する。 	

指定区分	処遇基準	
暴行（粗暴）	<p>要注意者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 居室は、原則として [] に收容する。 2 ポットは貸与せず、お茶は [] とする。 3 []、検査を徹底し、必要に応じて、引上げ又は [] を使用させる。 4 小机は貸与せず [] の机とする。 5 [] による開室、連行は禁止し [] により実施する。 6 運動・入浴・診察等の連行は [] で行う。 7 針・糸は貸与せず [] において修理する。 8 上記制限のほか、該当者の状況に応じて制限する場合には、別途指示する。 	
	<p>要視察者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 必要に応じて [] に收容する。 2 ポットは貸与せず、お茶は [] とする。 3 []、検査を徹底し、必要に応じて、引上げ又は [] を使用させる。 4 小机は貸与せず [] 机とする。 5 運動・入浴・診察等の連行は [] で行う。 6 連行については、必要に応じて [] により戒護する。 7 上記制限のほか、該当者の状況に応じて制限する場合には、別途指示する。 	

指定区分	処遇基準	
<p>訴願 籠絡</p>	<p>要注意者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応対時は [] 留意するとともに、 昼間においては、原則として [] する。 2 願い事は、緊急の場合を除き [] 受付はしない。 3 夜間において、質問、願い事があった場合には、緊急の場合を除き、平日の昼間に行わせる。 4 処遇に当たっては、根拠に基づいた原則どおりの処遇を行い、便宜供与は行わない。 5 不服申立ての申出や手続は、事務的に処理すること。 6 職員間において確実な引継ぎを行い、厳正公平な処遇を堅持すること。 7 反則行為は厳格に取り締まり、適正な処遇を確保すること。 8 [] を単独で接触させないこと。 9 上記制限のほか、該当者の状況に応じて制限する場合については、別途指示する。 	
	<p>要視察者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応対時は [] [] それ以外は [] [] を行う。 2 [] 説明に納得しなければ、法令に定められた不服申立て手続を行うよう告知する。 3 夜間において、質問、願い事があった場合には、緊急の場合を除き、平日の昼間に行わせる。 4 処遇に当たっては、根拠に基づいた原則どおりの処遇を行い、便宜供与は行わない。 5 不服申立ての申出や手続は、事務的に処理すること。 6 職員間において確実な引継ぎを行い、厳正公平な処遇を堅持すること。 7 反則行為は厳格に取り締まり、適正な処遇を確保すること。 8 [] 等を単独で接触させないこと。 9 上記制限のほか、該当者の状況に応じて制限する場合については、別途指示する。 	